

恵庭市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 0 号

恵庭市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成 2 4 年規則第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 (略)  (指定の申請等) 第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 及び児童福祉法第 24 条の 28 の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(様式第 1 号)により行うものとする。	第 1 条 (略)  (指定の通知等) 第 2 条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 59 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 6 第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
2 (略)  (変更の届出等) 第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 25 第 3 項及び第 4 項並びに児童福祉法第 24 条 32 の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施	2 (略)  (廃止の届出等) 第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 60 第 2 項及び第 3 項並びに児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、別記様式により行うも





る規則の規定により行った申請及び届出とみなす。